13

令和 4 年 4 月 19 日 課 名 企業局水道課 担当者 課長 坂本 内 線 4330

日本製鉄株式会社からの協力金の受領について

1 要旨・目的

日本製鉄株式会社(以下,「日鉄」という。)から,減量・受水廃止による工業用水道事業への影響を考慮し,同事業の健全な経営に協力するため,21億円を提供する旨の申し出があり,本県は,この申し出を受け入れたことを報告する。

2 現状・背景

- 日鉄は、令和4年4月から工業用水の基本水量を減量(116,500 m³/日→61,500 m³/日)しており、令和5年9月末で受水廃止することとしている。
- 本県としては、日鉄の工業用水の減量・受水廃止に伴い、工業用水道事業に多大な影響を及ぼすことから、日鉄に同事業の今後の厳しい経営見通しなどを示して、 日鉄として、どのような対応ができるのかを協議してきた。
- 〇 日鉄は,減量・受水廃止による工業用水道事業への影響を考慮し,同事業の健全な経営に協力するため,21億円を協力金として資金提供する旨を申し出た。
- 本県は、工業用水道事業の経営を早期に安定化させ、他の受水団体への影響を 最小限に留めるため、日鉄の申し出を受け入れることとした。

3 協力金の概要

日鉄から次の内容により協力金を受領する。

区分	内容
目的	減量・受水廃止による工業用水道事業への影響を考慮し,同事業の健全な経営に協力するため
金額	21 億円
受領方法	10年分割(令和5年度から令和14年度)
受入先	太田川東部工業用水道事業

4 今後の対応

現在,日鉄撤退に係る影響を最小限に留めるため,様々な角度から対策を検討しているところであり,日鉄から受領する協力金を踏まえた対策を早急に取りまとめる。